

輸出業組合ヲ以テ其ノ會員トス

第六十三條第二項中「第三十六條第一項」ヲ「第四十

四條ノ十一第一項」ニ改ム

第六十八條 第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十條、第十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、

第四十四條ノ六、第四十四條ノ八乃至第四十四條

ノ十、第四十四條ノ十一第一項、第四十四條ノ十

一及第四十五條ノ規定ハ蠶絲業組合聯合會ニ之ヲ

準用ス但シ第四十四條ノ八第一項中第六十五條ト

アルハ之ヲ第七十六條トシ第六十三條第一項トア

ルハ之ヲ第七十五條第一項トス

第七十四條第一項中「第五十七條第二號乃至第七號

ノ」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ニ掲グル者ノ外蠶絲業ニ關係アル法人ハ其

ノ會員ト爲ルコトヲ得

第七十五條第二項及第七十八條第三項中「第三十六

條第一項」ヲ「第四十四條ノ十一第一項」ニ改ム

第七十九條、第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、第四十四

條ノ八乃至第四十四條ノ十、第四十四條ノ十一第

一項、第四十四條ノ十二、第四十五條、第六十四

條及第六十七條ノ規定ハ日本中央蠶絲會ニ之ヲ準

用ス

第二百二十三條 蠶業法中左ノ通改正ス

第四十四條ノ二中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央

金庫」ニ改ム

第二百二十四條 郵便貯金法中左ノ通改正ス

第四條第三號中「産業組合又ハ産業組合中央金庫」ヲ

「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會、

道府縣農業會」ヲ加フ

業 報

産業組合、産業組合聯合會又ハ農林中央金庫」ニ改

ム

第二百二十五條 所得税法中左ノ通改正ス

第十一條第一項第五號中「産業組合貯金」ノ上ニ「市

町村農業會貯金」ヲ加フ

第二十一條第三項中「産業組合貯金」ノ上ニ「市町村

農業會貯金」ヲ、「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會

ヲ加フ

第二百二十六條 種馬統制法中左ノ通改正ス

第二條第二項中「畜産組合、畜産組合聯合會」ヲ「馬

匹組合、馬匹組合聯合會」ニ改ム

第十條及附則第八項中「畜産組合又ハ畜産組合聯合

會」ヲ「馬匹組合又ハ馬匹組合聯合會」ニ改ム

第二百二十七條 森林法中左ノ通改正ス

第七十四條ノ六、第七十四條ノ三第一項ノ規定ニ依

リ出資ヲ爲サシムル森林組合聯合會ハ日本勸業銀

行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又

ハ農林中央金庫ニ對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ

爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ同

項ノ森林組合聯合會ハ銀行又ハ農林中央金庫ノ委

任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

第二百二十八條 信託業法中左ノ通改正ス

第十一條 第一項第六號中「公共團體」ノ下ニ「市

町村農業會」ヲ加フ

第二十三條 削除

第二百二十九條 製絲業法中左ノ通改正ス

第一條第二項中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會、

道府縣農業會」ヲ加フ

第三百三十條 昭和十五年法律第九十二號中左ノ通改正

ス

第二條中「畜産組合、畜産組合聯合會」ヲ「馬匹組合、

馬匹組合聯合會、市町村農業會、道府縣農業會」ニ

改ム

第三百三十一條 第七條、第六十六條、第一百八條又

ハ第一百九條ノ規定施行前此等ノ規定ニ依リ改正ニ

係ル畜産組合法、軍馬資源保護法、産業組合法又ハ

産業組合中央金庫法ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ

付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三百七條、第一百八條又ハ第二百二十二條ノ規定ノ施

行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百三十二條 本法ニ規定スルモノノ外本法ノ施行ニ

關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十五年四月四日法律第九十二號ハ獸醫師法等ノ

臨時特例ニ關スル件ナリ

厚生省人口局の健民特別指導地區設定に關する要綱その他の決定

厚生省人口局に於いては全國的健民對策の急速實施の爲の第一着手として「健民特別指導地區」を設定し、その特別指導により所期の効果を擧ぐると共に之を今後全國的健民對策の基礎たらしむることとなつた。その健民特別指導地區設定要綱その他の之に關する地方長官宛通牒等を掲ぐれば以下の如くである。

健民特別指導地區設定ニ關スル件

(昭和十七年九月十二日) (地方長官宛厚生次官通牒)

人口ノ急激ニシテ且永續ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍ノ向上トヲ圖リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトコロナルモ之ガ急進ナル實現ヲ期スル爲ニハ國民ノ熱意ト關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依ル指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的且徹底的實施トヲ必要トスルニ鑑ミ今般別紙要綱ニ依リ健民特別指導地區ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果ヲ擧ゲントス仍テ之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレ度尙之ガ實施細目ニ付テハ迫テ指示ノ豫定ニ付地區指定申請ハ右指示ヲ俟ツテ之ヲ行ハルベキモ本年度ニ於テハ不取敢既定豫算ノ執行ニ當リ本要綱ニ則リ重點的ニ支出ヲ行フ方針ナルヲ以テ貴道府縣ニ於ケル豫算執行ニ就テモ本要綱ノ趣旨ニ即應シ支出ヲ行フハ勿論之ガ目的達成ニ遺憾ナキヤウ豫メ御配慮相成度

健民特別指導地區設定要綱

一、趣旨

人口ノ急激ナル増加ト其ノ資質ノ飛躍ノ向上トヲ圖リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲メ豫テ政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトコロナルモ之ガ急進ナル具現ヲ期スル爲ニハ國民ノ之ニ對スル熱意ヲ必要トスルノミナラズ關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依リ指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的ニシテ且徹底的ナル實施トヲ必要トス仍テ「健民特別指導地區」ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果ヲ擧グルト共ニ之ニ依ツテ歸納セラル、結果ヲ基礎トシテ全國の健民對策ノ樹立並ニ實施ノ資ト爲スモノトス

二、方法

一定地域ヲ指定シテ健民特別指導地區トシ之ニ對シ國、道府縣、關係團體等ノ指導助成其ノ他各種施策

ヲ徹底集中シ現在ノ施設ヲ最大限度ニ活用スルト共ニ特ニ必要ト認メラル、事項ニ關シテハ可及的之ガ實現ヲ圖ルコト

三、特別指導ノ對象タルベキ地域ノ名稱
健民特別指導地區(以下單ニ地區ト稱ス)

四、地區ノ規模

地區ノ大サハ概ネ左ノ規準ニ依ルコト

(イ) 原則トシテ町村、市ニ在リテハ町村程度ノ人口ヲ有スル市内一團地トスルコト

(ロ) 必要アル場合ハ市(六大都市ニ在リテハ區)若

ハ保健區又ハ部落程度ノ小規模ノ一團地ト爲スコトヲ得ルコト

五、地區ノ數

地區ノ數ハ各道府縣及六大都市毎ニ概ネ一箇所トスルコト但シ小規模ノ一團地ノ場所ハ之ヲ合シテ一箇

町村程度タラシムルコト

六、地區ノ指定

(イ) 地方長官地區ハヲ選定シ現狀調査ヲ添ヘ厚生大臣ニ地區指定ノ申請ヲ行フコト

(ロ) 指定スベキ地區ハ既ニ保健所ノ設置アル保健區内ノ地域タルベキモノトシ現ニ指定ノ事項ニ關シ特別指導ノ對象タルモノハ特ニ考慮スルコト

(ハ) 地區ノ指定ハ左ノ諸點ヨリ判斷シ指導ヲ要スルト認メラル、地域ニシテ且地元民ノ熱意、指導施設ノ狀況等ニ依リ健民ノ實ヲ擧ゲ得ルモノト認メラル、地域ニ對シテ之ヲ行フコト

1 出生率ノ狀況

2 流早死産ノ狀況

3 乳幼児死亡ノ狀況

4 結核蔓延ノ狀況

5 國民體力法ニ依リ體力検査及壯丁検査ノ成績

6 體力鍊成ノ狀況

7 環境衛生ノ狀況

8 其ノ他

(三) 地區ノ指定ハ厚生大臣之ヲ行フコト

七、指定後ノ措置

(イ) 地區ノ指定アリタルトキハ地方長官ハ直チニ指定地區毎ニ基礎調査ヲ行ヒ差シ當リ三箇年ヲ限リ健民特別指導計畫ヲ樹立シ厚生大臣ノ承認ヲ得テ之ガ實施ニ着手スルコト

(ロ) 指定地區ニ對シテハ政府ハ厚生省(厚生科學研究所及人口問題研究所ヲ含ム)ヲ中心トシ各省協力ノ下ニ指導助成ヲ之ニ集中スルコト

(ハ) 道府縣、公共團體及關係團體等ハ政府ノ方針ニ即應シ指導ヲ之ニ集中スルコト

八、健民特別指導委員會

健民特別指導ノ徹底ヲ期スル爲道府縣ニハ地方長官ヲ委員長トスル道府縣健民特別指導委員會、厚生省ニハ厚生次官ヲ委員長トスル厚生省健民特別指導委員會ヲ設置スルコト

九、其ノ他

健民特別指導ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ムルコト

健民特別指導地區基礎調査事項ニ

關スル件

(昭和十八年一月二十一日)

(内政部長宛厚生省人口局調査課長通牒)

健民特別指導地區ニ付行フベキ基礎調査事項ニ關シテ

ハ概ネ別紙(一)ニ依リ地區ノ基礎調査ヲ行フニ當リ必要ナル調査票ニ關シテハ別紙(二)ニ依リ御取計相成度(別紙一)

健民特別指導地區基礎調査事項

健民特別指導地區ニ付行フベキ基礎調査ノ事項トシテハ昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號指導課長名廳府警察部長宛保健所業務開始ニ關スル通牒(別添一參照)中四ノ保健所ニ於テ調査スベキ事項ノ外左記各項ヲ附加スルモノトス

記

- 一、國勢調査各年次別戶數及男女別人口(可成現住人口モ調査ノコト)
- 一、業種別工場數及性別年齢職工數(現在)(業種ハ昭和十五年國勢調査ノ結果表章ニ用フベキ業種分類ノ大分類(昭和十五年十一月二十七日官報登載ニ依ルコト)
- 一、學校別、性別、年齢別、兒童數並ニ性別教員數(現在)(分校ハ一校トシテ〇〇分校ノ如ク記載スルコト)
- 一、性別、職業別、出稼者數調(現在)
- 一、地區内ヨリ地區外通勤、通學者數調(現在)
- 一、地區外ヨリ地區内通勤、通學者數調(現在)
- 一、男女別、年齢別有配偶數及有配偶率(現在)
- 一、男女別、初婚年齢調(現住民ニ就テ)
- 一、女子年齢別出生及死産率)各年齢千ニ付(現住民ニ就テ)
- 一、乳兒性別月齡別死亡實數及死亡率(最近一年間)
- 一、幼兒各歲別死因別死亡實數及死亡率(可成五ヶ年間)

間

- 一、妊娠、分娩、産褥ニ原因スル死亡婦人數(最近五ヶ年間)
 - 一、性別、年齢別、歸郷者數及其内譯(現在調)
 - 一、國民健康保險其ノ他ノ診療ニヨル病類別罹病者數及罹病率
 - 一、法定傳染病月別患者數及死亡數(最近五ヶ年間)
 - 一、法定傳染病年次別年齢別(五歲階級別)患者數及死亡數(最近十ヶ年間)
 - 一、體力檢査成績(結果報告書寫)(地區ニ於テ事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人若ハ各屋長ノ施行セルモノヲ含ム)
 - 一、乳幼兒一齊檢査成績
 - 一、體力檢査成績(年次別年齢別)
- 尚昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號通牒ニヨル保健所ニ於テ調査スベキ事項中「地域内町村壯丁檢査成績」(既往十ヶ年間)ハ本調査ニ於テハ之ヲ省略シ左記各項ハ次ノ如ク改訂スルモノトス

記

- 一、地域内町村衛生費調
 - 一、地域内町村別衛生費及衛生費ノ總經費ニ對スル比率
 - 一、地域内町村別醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆調ニハ保健婦ヲ加フ
 - 一、地域内町村別年齢別男女別人口ノ年齢階級八〇歳ヨリ四歲迄ハ各歲別トシ五歲以上ハ五歲別トス
- 〔參照別添一〕
- 八保健所業務開始ニ關スル件
(昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號)
(廳府警察部長宛指導課長)

◎保健所ニ於テ調査スベキ資料

- 一、地域内町村別壯丁檢査成績 (既往十ヶ年間)
- 一、地域内町村別生産、死亡、死産、乳兒死亡率 (〃〃)
- 一、地域内町村別結核死亡 (〃〃)
- 一、地域内町村別死亡原因 (〃〃)
- 一、地域内町村トラホーム患者
△註 内閣統計局訓令小分類ニ依ル(既往十ヶ年間)
- 一、地域内町村別法定傳染病患者死亡
△註 學校生徒児童壯丁其ノ他ノ調査資料(既往十ヶ年間)
- 一、地域内町村別隔離病舎及收容數
- 一、地域内町村別衛生課調査
- 一、地域内町村別飲料水(種類)及水質檢査狀況 (統 計)
- 一、地域内町村別花柳病、癩、精神病患者統計
△註 最近ノモノニ付醫師其ノ他ノ診療機關ニ付數ノ調査統計
- 一、地域内町村別要救療者ノ調査
- 一、地域内町村別近視ノ統計
△註 資料ハ學校児童生徒壯丁等ニ付(既往十ヶ年以上)
- 一、地域内町村別地方榮養概評ノ統計
△註 資料ハ學校児童、生徒等ノ成績ニ依ル(既往十ヶ年以上)
- 一、地域内町村別地方病原蟲病調査
- 一、地域内町村別盲者、啞者、其ノ他ノ不具發疾調査
- 一、地域内町村別職業別戶數
- 一、地域内町村別職業別戶數
- 一、地域内町村別農、水産物生産高
- 一、地域内山地、水田、畑地ノ割合
- 一、其ノ地方ノ一年間ノ溫度、濕度、風向、降雨量、雪量等ノ調査

(別紙二)

秘

健民特別指導地區基礎調査票

調査年月日

調査員檢印

在 現 (甲)											各欄記入上特ニ注意スベキ點						
3	2	1	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	(1) 氏 名	(2) 世帯ニ於ケル地位	(3) 男女ノ別	(4) 出生ノ年月日	(5) 配偶ノ關係
													一、昭和 年 月 日 時 ニ世帯内ニ現在シタ者ハ總テ漏ラク「甲」ノ欄ニ記入シテ下サイ 二、昭和 年 月 日 時 ニ偶、夜業、夜勤、宿直、商用、旅行等ノ爲、其ノ世帯ニ不在デアツテモ其ノ世帯ノ在ル場所ヲ常住地トスルモノハ總テ記入シテ下サイ 三、未ダ命名シナイモノハ名ヅケズト記入シテ下サイ 四、歸郷者(長期ニ互ツテ居住スル目的ヲ以テ歸郷後一ヶ年以内ノモノ)ハ姓名ノ右上ニ病氣ノ爲歸郷シタルモノハ・印其ノ他ハ○ヲ付ケテ下サイ 五、出郷者(ハ乙欄ニ記入シテ下サイ)	一、普通ノ世帯デハ世帯主ハ主人、其ノ他ノ者ハ世帯主トノ續柄又ハ關係ヲ妻、父母、長男、長男ノ妻、女中等ト記入シテ下サイ 二、準世帯ニ在ルモノハ準世帯トノ關係ヲ寄留人、患者、宿泊人、事務員等ト記入シテ下サイ	一、男ハ◎ 女ハ⊙ ◎印ヲツケテ下サイ	一、實際ニ生レタ年月日ヲ記入シテ下サイ 二、生レタ年月日全然不詳ノ場合ニハ「凡何歳」ト記入シテ下サイ	一、マダ結婚シタコトノナイ者ハ未婚ト記入シテ下サイ 二、有配偶者ニシテ結婚届ラシテイナイ者ハ有配ト記入シテ下サイ 三、配偶者ニ死別又ハ離別シテ現ニ獨身デ居ル者ハ死別又ハ離別ト記入シテ下サイ 四、既婚者ハ初メテ結婚シタ年齡ヲ「初婚何歳」ト記入シテ下サイ

注意

- 一、文字ハ明瞭ニ黒又ハ青インキデ記入シテ下サイ
- 二、同一ノ記入事項モ「同」又ハ「同」ト記入セズニ繰返シテ記入シテ下サイ
- 三、裏面ノ記入例ヲヨク見テカラ記入シテ下サイ

調査票記入者住所氏名

一、地域内町村別年齢別男女別人口

(〇歳—一歳、一歳—五歳、七歳—十四歳、十五歳—四十歳、四十五歳以上)

二、地域内町村別學齡不就學兒童數

一、地域内町村別工場調査

二、地域内町村食品市場屠場及牛乳搾取處理場調査

三、地域内ニ於ケル榮養指導施設(學校給食ヲ含ム)

一、地域内町村別母乳榮養代用品使用狀況

二、地域内町村別貧富調査 △註 納稅額別ヲドニ依ル

一、地域内町村別衛生費調査

一、地域内關係團體(衛生、社會事業、社會教化、產業組合等)調査

一、地域内町村別醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆

二、地域内町村別診療機關調査

◎保健所ニ於テ作製スベキ地圖

一、地域内ニ於ケル保健所々在地ト各町村トノ距離交通ヲ表セル地圖

一、地域内町村(又ハ部落、町區)別ニ出生率(實數比例)死産率(實數比例)ト産婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別死亡(實數出生百ニ付死亡比)ト診療機關及産婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別結核死又ハ結核患(實數比例)ヲ示セル地圖

一、地域内トラホーム患者分布(實數比例)ヲ表セル地圖(壯丁、學童其ノ他ノ資料ヨリ作成ス)

一、地域内町村別死亡原因別地圖(主ナル死因又ハ特殊疾病、脚氣、瘧疾ノ他地方特別ナル疾病)

一、地域内町村別各人體寄生蟲感染濃度ヲ示セル地圖

圖(資料ハ學校生徒農村住民等ノ便檢査成績ニ依ル)

- 一、地域内山地、水田、畑地ヲ示セル地圖
- 一、地域内學校、寺院、公會堂等ノ分布圖

健民特別指導地區指定ニ關スル件

依(命)通牒(昭和十七年十二月二十二日) 地方長官宛厚生次官通牒

健民國策ヲ急速ニ具現スル爲健民特別指導地區ヲ設定シ之ガ目的達成ヲ期スルコト相成候處今般費縣ニ於テハ左ノモノヲ健民特別指導地區トシテ指定相成候條左記各項了承ノ上之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

記

- 一、昭和十七年九月十二日發人第一一五號健民特別指導地區設定ニ關スル依命通牒中「健民特別指導地區設定要綱」七(イ)ニ則リ速ニ健民特別指導計畫ヲ樹立ノ上厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

- 二、健民特別指導地區(以下單ニ地區ト稱ス)民ノ體力向上ヲ圖ル爲國民體力法第六條ノ二第一項並ニ同法施行令第二十二條ノ二第一項第三號ニ依リ指定ヲ行フコト而シテ右措置ヲ行フ爲同法施行規則第十一條ノ規定ニ基キ厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

- 三、健民特別指導ノ業務ヲ擔當セシムル爲、國民體力管理事務囑託(昭和十七年五月二十二日人發第五八二號人口局長通牒國民體力管理事務囑託ノ配置ニ關スル件参照)ヲ更ニ二名配置ス

第二項ノ措置及ビ第三項ノ經費其ノ他地區内ノ國民

體力法施行ノ徹底ヲ期スル爲左ノ通算配賦ノ見込ナルコト

- 檢査費 圓
- 療養指導費 圓
- 給與 圓
- 囑託旅費 圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經營費補助ハ都市關係ハ三〇、〇〇〇圓(農山漁村關係ハ二五、〇〇〇圓)ノ三分ノ一迄トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フイ、設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

七、地區ニ於ケル國民優生思想ノ啓發ニ資スル爲左ノ通國費配賦ノ見込ナルコト

(款) 人口對策諸費

- (項) 國民優生思想啓發費 一〇〇圓
- (目) 應費 一〇〇圓

八、地區内ニ於ケル妊産婦、乳幼児ノ保健指導ヲ徹底スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且重點ノニ之ヲ爲スコト

- イ、兒童保護思想啓發費 (國費配賦)
- ロ、乳幼児體力向上指導費 (〃)
- ハ、妊産婦保健指導費補助 (〃)
- ニ、季節保育所費補助 (國庫補助)

検査費 圓

療養指導費 圓

給與 圓

囑託旅費 圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經常費補助ハ

都市關係ハ三〇、〇〇〇圓（農山漁村關係ハ二五、〇〇〇圓）ノ三分ノ一迄トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一タルベキコト

七、地區内ニ於ケル妊産婦、乳幼児ノ保健指導ヲ徹底スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 兒童保護思想啓發費（國費配賦）

ロ 乳幼児體力向上指導費（〃）

ハ 妊産婦保健指導費補助（國庫補助）

ニ 季節保育所費補助（〃）

八、地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス（一戸當施設費六五圓以内）

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九、健民特別指導ノ效果ヲ舉グル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ二年ニ延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シタル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシテ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

獨逸に於ける強制勞務令の公布

昭和十八年一月廿八日の伯林發同盟通信電報の報ずるところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長官ザウケル博士の名を以て強制勞務令を公布した。東部戦線の重大化に伴ひ男女勞力を遺憾なく國防任務遂行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上四十五歳迄のドイツ女子は勞働局の調査に基き、國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國防任務遂行のために召集される。

一、勞役は國防に關聯する一切の任務であるが、勞働局において召集したのち各個人に就て技能並に事情を調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては各個人は十分身邊の事情を申し出ることが出来る。

一、特に婦人の場合においては自動的に勞役に服するやうなことなく、勞働局において各個に慎重調査を加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地域において勞役に従事する。

伊太利に於ける女子徵用制度の制定

女子動員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九四二年に於いて一九二四年生れの男子動員を行ふと共に、女子の一般産業部門への徵用制度を制定し、その第一歩として三月一日以降運輸業（長距離を除く）、劇場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の使用を禁止し、未就勞の未婚女子を之に代へて強制的に就勞せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範圍を擴充し、カフェー、バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも適用せられる方針であるといふ。

× × × × ×